

に、私どもも責任を感じているということでございます。

○櫻井委員 ちょっと私なりに今の二回の説明を
理解させていただきますと、貨幣現象としての要
素もあるけれども、それ以外の部分もあるという
お話だったというふうに理解させて、うなずいて
いただいておりますので、そういうことかと思
います。

貨幣現象である部分については、日本銀行とし
てしっかり取組を進めてきて、もうこの十年、異
常な金融緩和をやってきたわけですから。でも、
それでもなお解決できない。これは、日本、我が
国だけではなく、欧米の諸国においても同じよう
な現象があるということだから、これは貨幣現象
以外の部分もいろいろあるのではなからうか、こ
ういうことだと思えます。

確かに、リーマン・ショック以降、その前もそ
うですけれども、やはり、グローバルゼーショ
ン、それから技術革新、こういった時代のスビー
ドがどんどん上がっていった、それについてい
ける人は大金持ちになれるけれども、そうでない方
はどんどん中間層から脱落していく。こうした経
済格差がある種のデフレの原因、社会構造の変化
がデフレの原因になっているのではなからうか。
これは日本銀行が幾ら金融政策で頑張ってもどう
にもならないんじゃないんですか、だから無理な
金融政策を続けるのはもうやめたらどうですかと
いうことで、これまで議論させていただいたわけ
でございます。

ただ、本日は財政健全化が大きなテーマでござ
いますので、その観点から、日本銀行の関係を
ちょっと聞きたいというふうに思います。

日本銀行としては、物価目標二%を達成するた
めというところで、引き続き金融政策で長短金利操
作の量的・質的金融緩和を継続する、これは
昨年十二月十八日にもそのような方針を確認され
ております。そうしますと、今後も上限を設けず
に必要な金額の長期国債の買入れを行うというこ
とですから、もともとどんどん買ってしま

う、こういうことにならうかと思えます。

二〇一九年、二〇一八年は、国債の買入れの
額、大分落ち着いてきておったわけですが、これ
も、二〇二〇年にはまたすごい量の国債を買って
いる。八十兆を超える買入れをしているという状
況でございます。これはまさに財政ファイナン
スじゃないのか。先ほど来、財政規律、財政健全
化ということ、海江田議員それから階議員、議
論させていただいているわけでございますが、し
かし、日本銀行がしっかりと買い支えていけば、こ
れも何もなくなってしまうんじゃないのか、こ
ういう懸念もあるわけでございます。

ちょっと時間も押しておりますので、改めて黒
田総裁に質問させていただきますが、黒田総裁
は、元々大蔵省、財務省の御出身で、特に税務を
担当されてきたというふうに承知をしております。
財政規律の重要性は、私なんぞよりもはるか
に感じておられるというふうに推察をします。ま
た、財務省退官後は、アジア開発銀行で、アジア
各国の国、政府に対する貸し手として活躍をされ
てまいりました。融資先の国に対して財政規律を
求める、そういう立場でお仕事をされてきたとい
うふうに承知をしております。そして、今、日本
銀行総裁として、日本国政府に対するまさに史上
最大の貸し手というところでございます。

こうしたお立場、経験から、我が国の財政状
況、先進国最悪の財政状況をいかにして立ち直ら
せるのか、財政規律を求めていくのか、特に貸し
手という立場から、御意見、御提案をよろしくお
願いたします。

○黒田参事人 私、個人的に、日本の財政状況
は極めて深刻な状況にあると思っておりますし、
財政再建、財政の持続可能性を高めていくという
ことが極めて重要であるというふうに思っており
ます。

いずれにいたしましても、財政運営そのものは
政府と国会の責任において行われるものでありま
すので、具体的に私から何か申し上げるというこ
とはありませんが、一方で、日本銀行としての金

融政策、このイールドカーブコントロール、長短
金利操作付量的・質的金融緩和という金融政策自
体は、あくまでも金融緩和を通じて物価安定目標
の実現を図るということをやっているわけであ
る。御指摘のとおり、イールドカーブコントロ
ルの下では、ゼロ程度という長期金利の操作目
標を実現するために必要な金額の国債を買う
ということになっていきますので、実際の買入れ額
というのは金融政策上の操作目標の実現を目指し
た結果として決まってくるので、かつてのよう
に、これだけ買うという目標を立てて国債を買っ
ていくという形では、この四年間はなくなってい
るということであります。

いずれにいたしましても、日本銀行が国債買入
れを含めて大規模な緩和を行っておりますのは、あ
くまでも物価安定目標を実現するためであって、
先行き、物価安定目標の実現が近づく場合には、
当然、金融緩和からの出口ということを検討して
いくということになると思えます。

○櫻井委員 先ほど来、デフレは貨幣現象なのか
というような話をさせていただく中で、いやいや
や、日本銀行としてできることは全部やってい
る、つまり、貨幣現象としての部分があったとし
ても、その部分はもう既に金融政策でやっている
わけです。それで利かない部分というのは、貨幣
現象じゃないような、いろいろな社会構造とかそ
ういったところが原因になってやっているとんだか
ら、これ以上金融緩和を続けたところで、それは
余り意味がないわけですね。

結局、意味がない、貨幣現象じゃない部分に金
融緩和で取り組んでいるというのは、まさに財政
ファイナンスをやっている。日本銀行が、財政規
律なんかもう気にしないでいいよ、どんどんお金
を貸すから、もうどんどんじゃぶじゃぶやってく
ださいというようなことにある種加担をしてしま
っている状態になっていっているのではなからうか。
こういうことで、やはり貸し手責任というの
あるんじゃないんですか。実質、債券を買って
いるということはお金を貸しているわけですから。

そうした意味で、確かに、それは一義的には政
府がしっかりとやるべきことですが、国会で我々が
押しつけるというのは何か本末転倒なような気も
しますけれども、我々、しかし一方で、貸し手
である、貸し手責任、私も元々銀行におりましたか
ら、貸し手責任というのはやはりバンカーとして
の矜持として持つておかないといけないと思うん
ですが、黒田総裁、この貸し手責任という観点か
ら、もう一度、御意見というか、貸し手責任とし
ての答弁をお願いいたします。

○黒田参事人 従来から申し上げておりますと
おり、金融政策、金融緩和の手段として国債を
購入して、現在のようなイールドカーブコントロ
ルという形で金融緩和を続けているわけでありま
して、財政ファイナンスとか、あるいは国債の買
い支えをするというつもりはありませんし、あくま
でも金融政策として行っている、逆に言えば、先
ほど申し上げたように、金融政策として、二%の
物価安定目標が近づけば、イールドカーブコント
ロールも国債の買入れということ自体も、当然、
出口に差ししかかっていって、それを検討するとい
うことにならうというふうに思います。

○櫻井委員 ちょっともう時間になりましたので
これで終わりますが、引き続き議論を続けさせて
いただきます。
以上で終わります。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史です。

冒頭、新型コロナ感染症によって亡くなられた
方々に心よりお悔やみを申し上げ、また、闘病中
の全ての皆様方にお見舞いを申し上げます。
また、困難な状況の下、日夜奮闘されている医
療・介護従事者の皆様、また、保健所等で働いて
おられる皆様方にも感謝と敬意を申し上げます。
私は、新型コロナに感染した当事者として、今
日は質疑をさせていただきます。
昨年十二月二十七日に三十九度近い熱が出た
ため、保健所へ連絡をいたしました。その職員の方

からは、あなたはコロナ陽性の疑いがあり、この電話で検査の申込みを受け付けることはできるが、検査をするまでに十日かかる、結果が出るまで二週間かかる、その間は自宅待機となりますが、それでもよろしいか、こう言われました。PCR検査を受けるのに、これほどまでに時間を要するのかと驚きました。その間、仮に自宅待機となれば、家族に感染させてしまうリスクがあるわけですから、保健所からは、かかりつけ医がいるなら相談をとも言われましたので、私はその後、かかりつけ医に相談し、受診をし、そしてその後、発熱外来を受診し、抗原検査で新型コロナウイルス陽性と判定されたわけであり、公共交通機関はその瞬間から使えませんが、約四キロ歩いて、約一時間以上かけて自宅に戻りました。

保健所からはその日のうちに連絡があったものの、入院を希望したわけですが、私は大阪なんです、重症者が増えています、あなたの症状では入院させられません、こう言われました。私の症状としては、激しい頭痛と倦怠感、それから関節痛がひどかったです。三十七度近い熱も続き、胸の痛みもあり、大変不安に思いました。体重は降く間に四キロ落ちました、何とか入院できなかったとお願ひしましたが、できませんでした。やむなくホテル療養になったわけですが、入所できたのは陽性確認から三日後であり、発症から一週間経過した日でありました。

保健センターの職員からは、あなたのケースは第三波が訪れるまでならば入院できたかもしれない、しかし、今は病床が逼迫しているので入院はできない、今は基礎疾患がなければ七十代でもホテルが自宅です、こういうふう言われました。実際、私が入所した大阪府が管理するホテルには、高齢者の方、なくさんいらっしゃいました。驚きました。

私が体験したように、PCR検査をなかなか受けることができない、病院やホテルに入ることができないという人は多いはずで、自宅療養者は今三万五千人を超えている。自宅待機中に亡くなる

る方まで出てきている深刻な状況となつています。政府はこの間、必要な検査を受けられるよう検査体制の拡充も進めてきたと一貫して答弁してはいますが、私の経験を今お話ししたように、すぐPCRの検査を受けられないというのが、私、現状だと思えます。なぜいつまでたってもこういうことが改善されないのか。厚生労働省に質問いたします。

〇こやり大臣政務官 お答え申し上げます。今、先生のお話をお伺いいたしました。先生のようなケースも含めまして、コロナウイルスの感染が疑われる方など、検査が必要と判断される方が迅速、スムーズに検査を受けられるようにすることが重要であると考えております。

厚労省といたしましても、新型コロナウイルスに係る検査体制の整備に向け、累次の補正予算、あるいは予備費も活用いたしまして、発熱の症状のある方が地域で、身近な約二万九千の医療機関において診療や検査を受けられる体制の構築、こうしたことも含めて、検査体制の充実に努めていくところでございます。

現状、例えばPCR検査に関して申し上げますと、四月上旬の一日約一万件が容量であったものが、現時点では十四万件程度まで拡大をしてくるというところがございます。引き続き、検査体制の整備にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〇清水委員 いや、この間も、PCR検査の予約をしたものの、その検査を受ける前日に自宅で死亡したとの報道もありました。助かるかもしれない命が救われなというのが現下の状況だと思いませんか。やはり、こういう事態を生み出した政府の責任は、私は重いと考えます。

現時点では、各地で、病院や介護施設などでクラスターが発生する深刻な事態が起こっています。実は、大阪府がコロナによる死亡者数が全国一多いんです。昨日時点で八百四十三名といふことなんです。なぜかといえますと、介護施設

でのクラスター、これがやはり大阪で発生、多発しているわけなんです。感染を防止するために、エッセンシャルワーカーの皆さんへの社会的検査として、定期的なPCR検査の必要性が高まっています。

しかし、これを実施する上でのネックとなっているのが、地方自治体の費用負担の問題なんです。この間政府は、地方創生臨時交付金の活用で全額国庫負担によって実施できている、こう答弁してききましたが、それならば、初めから全額国庫費で行政検査を実施すればいいんじゃないですか。これがずっとできない理由というのを教えてください。

〇こやり大臣政務官 お答え申し上げます。感染症の蔓延防止の観点から行われる行政検査についてですが、これはあくまでも都道府県等が主体的に責任を持って実施していただく必要がございます。都道府県等がその費用を支出することとされておりましたが、国においては、都道府県等が支弁した費用の二分の一を負担するということが規定をされているところでございます。

今般、コロナウイルスに対しては、こうしたことに加えまして、先生も御指摘がありました、残り二分の一の都道府県等分の負担分につきまして、臨時交付金の対象というようにしているところでございます。

こうした措置を取るによりまして、実質的に国の費用負担を行うということによって、早急に検査が実施できるように都道府県等には要請をしているところでございます。

〇清水委員 臨時交付金で充てるというんです、自治体の財政事情もままだと思いませんか。全額PCRに充てられるかどうかというのは、その自治体によるわけです。実質全額負担するといふのであれば、初めから、行政検査については全額国が負担するというふうに改善するべ

きです。これは強く求めておきたいと思えます。現状の感染者を見込んだ方針で作られた三次補正予算案ではありません、今回の補正予算案、剰余金を繰り入れる補正予算案については、やはり余りにも楽観的過ぎると思えます。私自身もコロナに感染して、検査できない、入院できないという強い思いをしたわけですから、これを改善するということが今求められているわけで、引き続き追及していきたいと思えます。

次に、中小企業支援の問題について伺います。緊急事態宣言発令の地域のみ、休業や時短への協力が支払われる。しかし、長期化する新型コロナウイルスの影響により、地域や業種を問わず、多くの中小企業の経営が厳しくなっています。売上げの減少が五〇%に満たない業者であっても、長引く売上げ減で経営はかなり苦しいものになっていきます。

全国知事会、それから中小企業家同友会、そして全国商工団体連合会などから、持続化給付金や家賃支援給付金の延長、再支給の要望が高まっています。しかし、今日の午後の予算委員会でも、麻生大臣は答弁の中で、これは断固拒否するという姿勢を崩していません。

財政制度審議会の昨年末の建議では、「こうした支援策」、これは持続化給付金のことですが、「こうした支援策の長期化は政府の支援への依存を招き、貸し手・借り手の双方にモラルハザードを生むとともに、新陳代謝を著しく阻害するおそれがある」とし、持続化給付金等の打切りを提言したわけです。

麻生大臣にお伺いしますが、麻生大臣もこれと同じ認識でしょうか。そうだとすれば、この間の政府の支援により、貸し手、借り手の双方に実際にモラルハザードが生まれた事例などがありますか。それについてお答えください。

ことから一律に給付を行った、あのときの経緯です。どういったことになればいいかと、私どもはその意見に対しては別の意見だったんでけれども、御党等、皆、十万円一律ということも言われた、なったんですが、なかなか迅速にはいかなかったという結果ですけれどもね。しかし、あのときはそうだったというのが元々です。

今回は、営業時間の短縮要請に応じていただいた飲食店等々への協力金とか、緊急事態宣言を踏まえた無利子とか無担保融資のいわゆる無利子枠の引上げとか、また、ポストコロナに向けた取組を行う事業者に対する支援など、いわゆる効果的な措置を講ずることとさせていただきます。行っておりますのは御存じのとおりです。

さらに、今、財政審の話というのが出ていましたけれども、財政制度審議会の建議におきましては、持続化給付金の支援については、今言われたとおり、事業継続を支えたという意義を評価している一方、こうした支援策の長期化は政府へのいわゆる支援への依存を招き、貸し手、借り手のモラルハザードを生むなどのおそれがあるということも言っております。

こういった問題意識が示された、私どもはそう認識しておりますので、ポストコロナに向けた前向きな取組を行う事業者に対して支援を行っていくということが重要なのであって、今回の緊急事態宣言によりまして影響を受けた事業者に対して一切支援しないなんて言っていることではないので、効果的な措置を講ずることとしていくことであります。具体的には、無利子とか無担保融資の無利子の枠の引上げとか、飲食店への協力金とか、その納入業者、おしぼりとかいろいろ納めておられる方への一時金等々、費用や事業を支えていくということとさせていただきます。と思っております。

○清水委員 私がお尋ねしました貸し手、借り手の双方に実際にモラルハザードが生まれたことがあるのかということについては、お答えになら

ませんでした。 いずれにしても、中小企業の皆さんの要望には背を向ける、歯を食いしばって頑張つて事業の継続をしている方々に不誠実だと言わなければならぬと私は思いますし、中小企業は雇用と地域経済を守るために全力で頑張っているわけです。

一方で、収束に向けた新型コロナ対策への国民の期待に反して、G.O.T.O.事業など緊急性の乏しい経費が第三次補正予算案には計上されています。中でも軍事費は三千八百六十七億円も計上され、その大半が潜水艦、パトリオットミサイルなどの兵器購入費用の後年度負担の前倒しなんです。

麻生大臣、どうして赤字国債を発行してまで防衛予算、軍事費の前払いをしてやる必要があるんでしょうか。端的にお答えください。

○麻生国務大臣 これは自衛隊の装備品等のお話ですけれども、我々の認識はあなたと違って、私たちの周りを取り巻いている環境は極めて厳しいと思っております。軍備費というのは相対的なものですから。(清水委員「時間がありませんので」と呼ぶ)短くしろって、あなた、これを切っちゃうと具合悪くないですか、話が変わることになって。丁寧に説明させていただいた方がよろしいと思えますけれどもね。(清水委員「時間がありませんので」と呼ぶ)あなたの都合だけに合わせるわけにもいきませんので。

私どもとしては、厳しさを増す安全保障環境というものを十分に管理をしないかやいかぬと思っておりますので、着実にこういったものややっていくということは大切なものだと思つた上でやらせていただいております。

○清水委員 いや、後年度負担の問題を私は述べているわけですが、それは補正予算で計上すべきものかということを指摘しているわけですね。資料を御覧ください。

この配付資料は、経団連と軍事産業からの政府

に対する要望書なんです。新型コロナの影響で経営が厳しいので、防衛関連企業について後年度負担分を前倒ししてくれ、こう書いています。露骨な要望に対して、政府は今回、満額回答するといふわけじゃないですか。一方で、書き入れどきに、年末年始に時短や休業の要請を受けて、多くの飲食店が疲弊し、閉店までしているわけじゃありませんか。そういう飲食店に限らず、幅広い業種が苦しい状況にあえいでいるわけです。

大手軍事産業には赤字国債で調達した資金を支援しながら、廃業、休業が増えている中小企業団体の声には背を向けて持続化給付金を打ち切るなど、許されるものではありません。

今日のところは、この持続化給付金、家賃支援給付金の再支給、これを検討することを強く求め、私の質問を終わります。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。 ○青山(雅)委員 日本維新の会、無所属の会、衆議院議員青山雅幸です。 本日貴重な時間、ありがとうございます。早速です。

今回のこの特例法の趣旨というのは、補正の財源として充てるために原則を曲げる措置を取ると。ただ、原則を曲げるといっても、これは順番として公債の発行を少しでも先にするという考え方ですので、それはそれなりに合理性があると思っております。

ですので、この法案自体に反対するものではないわけですが、問題は、今回の第三次補正予算案を見ても、大学ファンドの創設に五千億円、カーボンニュートラルに向けた技術開発支援基金の創設に二兆円、グリーン住宅ポイント制度の創設に千九十四億円と、かなりの額が計上されています。また、農水省にも一兆円以上が配分されております。

要は、新型コロナ感染症対策というのであればこれは一定程度の理解をできるわけですが、これも、三次までの補正にこれだけ、本来本予算に計

上すべきようなものが入って、しかも、その財源として、原則を曲げるようなこういう特例法の処理までされている。そこで、やはり将来の財政規律に関して非常に心配になるわけですが、そういう観点から麻生財務大臣の御所見をお伺いしたい。

○麻生国務大臣 大学ファンドについてはですけど、これは、今、御存じのように、世界レベルの研究基盤というものを構築して、科学技術とかイノベーションとか、そういった日本の経済社会の発展に今後つなげていくという観点から、経済対策、令和二年の十二月八日でしたかに閣議決定されましたの中で、大学ファンドを創設してその運用益を活用するというようにさせていただきます。事を急ぐということが一番大きな背景で、本予算まで待つておきますと、かなり、何か月かまた遅れますので。

そういった意味で、大学ファンドの早期の運用開始に向けて運用体制の整備などに速やかに着手する必要があります。このことから、こういった形での補正予算の計上ということになったと理解をいたしております。

グリーンイノベーションの基金につきましては、これも、二〇五〇年までのカーボンニュートラルの目標というものは、今世紀後半のなるべく早い時期という従来の政府方針の大幅な前倒しでもありますので、現状の取組を大幅にスピードアップ、加速せいかぬという必要があるんだと思っております。

したがって、今回の経済対策において、グリーンイノベーションの基金によって、カーボンニュートラルに向けた革新的な科学技術とかそういったものの早期開発とか、また社会の実装をしていくとか、そういった支援をすることとしたものであって、補正予算で計上させていただきます。ということとさせていただきます。背景がそれです。

○青山(雅)委員 それぞれ、この予算の使い道に関して特に異議があるわけではない、むしろ非常に大事なものだと思っております。ただ、それ